

のるーと足柄通信

④ 政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222
(一社)足柄オンデマンド ☎0120(616)101

試乗体験会を実施!

無料
予約から乗車まで
サポートします!

「のるーと足柄」の利用方法の説明と試乗体験会（予約～乗車）を実施します。

日 4月9日（火）～16日（火）

午前10時～正午

生涯学習センター会議室1集合

詳細はお問い合わせください。



のるーと足柄HP

相続登記が義務化されました

問 横浜地方法務局

☎ 0463(70)1102

令和6年4月1日より、従来は任意だった相続登記が義務化されました。

・相続による不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

・令和6年4月1日より前に既に発生している相続についても義務化の対象となります。この場合、令和6年4月1日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

・正当な理由がないのに相続登記を怠った場合は、10万円以下の過料に処される可能性があります。

詳細は法務局のホームページをご覧いただぐか、法務局へお問い合わせください。

松だるま

松田町長 本山 博幸

すべてにありがとう



全てのものが清らかで命輝く4月を迎えた今日この頃、町民皆さまにおかれましてはますますご健勝のことと存じます。

能登半島地震から早3ヶ月が過ぎ、お亡くなりになられた方、未だ安否不明の方に対しお悔やみ申し上げると共に被災された全ての方にお見舞いと早期の復興をご祈念申し上げます。

さて4月から新入学や就職、仕事場での取り組みなど新たな挑戦に向けスタートされた方に對し、熱いエールを送ります。“心願成就”するためには、どんなことにも興味を持ち“全てを受け入れ”挑戦してみてください。私の父の口癖は“若い時の苦労は、買ってでもやれ！”でした。当時は、正直なところ“何を言つてるんだ！”という思いを胸に秘めつつ文句一つ言わず仕事をしたことで建設業のイロハを覚えました。そして、自分のチカラだけで成長したと勘違いをした結果、早々に実家の家業から離れ“松田町での第二の人生”を歩ませていただいているところです。これが良かったかどうかはご想像にお任せいたします（笑）新たな人生を歩む皆さまへ次の言葉を贈ります。

“すべてにありがとう”この言葉には自分と違う考え方でも“受け入れることで心身共に負担になつても、将来必ず“自分の糧になる”（＝感謝の対象）”ことにつながると私は考えています。夢や希望あふれる令和6年度が始まりました。皆さまの成長の過程では、想定外のことを多く経験することが想像できますが、だからこそ今を生き抜くためにも“すべてにありがとう”という気持ちを持つて、夢や希望に向かつて進んでほしいと願っています。私も“すべてにありがとう”的気持ちを胸に令和6年度の町政経営を行つてまいりますので、令和6年度もご支援ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。



法務局HP